



羽須

1

月号

No.701

2018年(平成30年)

「那須御用郷犬」と迎える戌年
表紙シリーズ～はたらく動物たち～



謹賀新年

目 次

■タウントピックス	P.2
■カメラスケッチ	P.18
■みんなの店場	P.20
■ほけんだより	P.22
■生涯学習だより	P.24
■農業委員会だより	P.29
■タウンinformation	P.30
■「森生石」物語考	P.34



明けましておめでとうございます。皆さまには、健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年を振り返りますと、6月には日本最高峰の自転車ロードレースが黒田原で開催され、晴天にも恵まれ多くの観客が訪れました。また、第2回「山の日」記念全

国大会の会場に本町が選ばれ、8月11日に記念式典や歓迎フェステバルなどが町内で盛大に催されました。自然豊かな本町の魅力を全国に向けて発信することができたと思います。こうした全国規模のイベントを迎えるにあたって協力は欠かせないものであり、皆さまのあたたかいご理解に対しまして、改めて感謝申し上げます。

さて、「みどり輝き活気と笑顔あふれるまちふるさと那須」を目指すべき町の将来像として掲げた第7次那須町振興計画の策定から3年目を迎える本年も、高齢化に伴う医療・介護等の社会保障費の増加が見込まれるほか、人口減少問題への取組としての定住促進・地方経済の活性化、観光業や農林業の強化、福祉・子育て支援や教育環境の充実など、山積する各課題への対応が求められています。

本計画で重点的な取組みに位置付けている「定住（移住）」を促す「まちづくり」・「子育てしやすいまちづくり」に関しての具体策については、転入者が町内で住宅を購入する際や既存の住宅を増改築する際に補助金を交付する制度や、若者向け町営住宅として建設された戸建定住促進住宅に子育て割引制度を設け、若者と子育て層の定住対策に取り組んでいます。

農業の活性化については、昨年4月に農業に関する総合窓口として那須町農業公社を設立しました。さらに、農業後継者に対する支援事業を創設し、農地の集積、農業経営の拡大、担い手の育成と確保等の更なる強化を図ります。

また本年は、栃木デスティネーションキャンペーンが本格展開される年です。国内外から訪れる多くの人々をあたたかく迎える「お

もてなし観光」を官民一体となつて進め、更なる観光誘客に取り組んでいきます。

福祉政策においては、介護予防・日常生活支援総合事業の開始や子育て世代包括支援センターの設置など、地域と社会が高齢者の生活や子どもたちの成長を見守っていく仕組みを構築したところであります。円滑な運営に向けて関係機関との連携を図っていきます。

今後も将来を見据えながら、これらの施策を着実に推進し、行政と市民が一体となった持続可能なまちづくりに取り組んでまいりますので、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

ここで、私事ではございますが、9月24日からの3カ月間余り、脳出血によって入院を余儀なくされ町政から離れることとなり、市民の皆さまには多大なるご心配とご迷惑をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。不在の間も滞りなく町政が運営できることは、市民の皆さまはじめ、町議会、関係者の支援によるものであり、この場をお借りしてお礼を申し上げます。

結びに、この1年が皆さまにとりまして幸多き年となりますよう心からお祈り申し上げ、年頭のおいさつとさせていただきます。

那須町長 高久 勝

(株)ホテルサンバレー那須 地球温暖化防止活動 環境大臣表彰を受賞



成29年度 地球温暖化防止活動環境大臣表彰
12月4日東京都千代田区で、平成29年度地球温暖化防止活動環境大臣表彰の表彰式が行われました。
(株)ホテルサンバレー那須は、平成27年に関東初となる温泉バイナリーサイクル発電所を建設し、温泉を発電に再利用することで約39トンの二酸化炭素を削減し、その活動が認められ、対策技術先進導入部門で表彰されました。

今後は発電所で使用した冷却水をビニールハウスの熱源として利用し、夏秋イチゴ等の生産と農業の6次産業を計画しています。化石燃料や二酸化炭素の削減、低炭素社会の理解促進が期待されます。

12月議会定例会 13議案を可決

那須町田中複合施設設置 及び管理に関する条例の制定など



平成29年第5回那須町議会定例会が11月30日から12月8日までの9日間開催され、13議案が可決しました。可決された主な議案は、次のとおりです。

【那須町田中複合施設設置及び管理に関する条例の制定】

平成26年3月をもつて廃校になった田中小学校の校舎を改修し、町民の健康づくり、地域福祉向上、教育・文化の振興、中小企業等の振興を図る施設として再利用をします。その設置及び管理に関する条例を制定しました。

【那須町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例】

内戸建定住促進住宅を新たに2棟建設することから、設置及び管理条例に関する条例の一部を改正しました。

【平成29年度那須町一般会計補正予算】

ふるさと那須町応援寄附金のお礼の品代に要する費用の増額や歴史探訪館の空調入替に係る工事に要する費用の計上などにより、歳入歳出それぞれ1億9千5百万円を増額しました。これにより、平成29度の予算総額は、124億1千730万円となりました。

3月25日(日)は那須 町長選挙の投票日です

は選挙人本人が白署すること
(2)滞在先の不在者投票記載所に投票用紙を持参し投票を行う。

▼告示日 3月20日(火)

▼投票日 3月25日(日)

▼投票時間 午前7時～午後8時

▼投票できる方

①平成12年3月26日以前に生まれた方

②平成29年12月19日以前に那須町に転入し、引き続き3ヶ月以上那須町に住民登録している方

▼持参するもの 入場券

※入場券は3月20日以降に郵送します。

【期日前投票】

投票日に、仕事や旅行などで投票に行けない時は、期日前投票ができます。

▼期間 3月21日(水)～24日(土)

▼場所・投票時間

○那須町役場
午前8時30分～午後8時

○高原公民館
午前9時～午後6時

※期日前投票所によって投票時間が異なりますのでご注意ください。

【滞在先での不在者投票】

仕事や旅行等で町外に滞在する方は、滞在先の選挙管理委員会で不在者投票ができます。

①「宣誓書兼請求書」で投票用紙を那須町に請求する。(請求書)

▼問合せ 選挙管理委員会事務局
☎(029)692-7

③滞在先の不在者投票記載所に投票用紙を持参し投票を行う。
※手続きは郵送で行うため一定の日数を要します。また、「宣誓書兼請求書」は選挙が近づくとHPからダウンロードできます。

【指定病院等での不在者投票】
病院や介護施設(都道府県選挙管理委員会指定施設)などに入院、入所している方はその病院、施設等で不在者投票ができます。

※病院・施設の担当者にお問い合わせください。

【郵便等による不在者投票】

身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちの方もしくは介護保険被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の方で、郵便等投票証書の交付を受けている方は、郵便等による不在者投票ができます。

※郵便等による不在者投票ができる方は、身体障害者手帳等の等級、障害の部位及び程度により限られます。また、事前に郵便等投票証明書の交付申請し証明書の交付を受けておく必要があります。

で、詳しくは選挙管理委員会にお問い合わせください。

町県民税・所得税の申告相談会

■申告期間:平成30年2月15日(木)~3月15日(木)(土・日を除く)

町県民税は、私たちの日常生活に身近なかかわりをもつ県や町の仕事のための費用を、住民の方がその負担能力(所得)に応じて分担し合うという性格の税金です。申告が必要な皆さん自ら所得を申告し、所得に応じた税負担をしていただくことは、課税の公平性を維持するために重要なものです。

つきましては、下記の日程により申告相談会を開催しますので、申告期限内に正しい申告をされますようお願いします

平成30年度 町県民税申告日程表

会 場	期 日	曜日	区 域	
			午前(午前8時30分~正午)	午後(午後1時~午後4時)
伊王野基幹 集落センター	2月15日	木	東岩崎 瞳家 梁瀬	沼野井 稲沢
	2月16日	金	上町	下町 上郷
	2月19日	月	大和須 大畑	蓑沢 梓
芦野基幹 集落センター	2月20日	火	寄居本郷 寄居大久保 明神 中重 山中 中の川 新道 白井	下芦野 唐木田 上野町 川原町 三ヶ村 黒川 大平 塩阿久津下 西坂 吉の目 芦野団地
	2月21日	水	豆沢 高瀬 嶋岸 板屋 大ヶ谷 上下田	仲町上・中・下 横町上・下 新町上・下
高原公民館	2月22日	木	湯本本町 大町 旭町 東町 占勝園 元湯 奥那須	那須高原 湯本仲町 川向町 西町 見晴町 遅山村 上半俵 下半俵
	2月23日	金	蕪中 室野井 六斗地 横沢	宇田島 広谷地 守子 伊藤台
那須町 文化センター	2月26日	月	漆塚上・下 喜和田 大石	北条 山梨子 穂積 戸能 新田
	2月27日	火	高久団地 前原団地 上の原団地 よささ みやび 長南寺 藤塙 大日向	上の原 黒田団地 茗ヶ沢 田代 喰木原 高久
	2月28日	水	池田 大深堀	松子1・2 松田 一ツ樅 ロイヤルバレ
	3月1日	木	新西原 橋本町 愛宕前 上瀬縫 下瀬縫 本郷1・2	廻り谷 渡久保 新高久 芦の又 丸山
	3月2日	金	逃室1・2・3 新逃室 針生	千振 千景園 吉田上・下 松沼
	3月5日	月	田島 高津 柏沼 二枚橋 豊津 中原	トラピスト 綱子 夕狩 常民夕狩 新夕狩 荻久保 東観
	3月6日	火	桜久保 後藤橋 弓落 茅沼 岡室	柏台 大谷 北沢 小深堀
	3月7日	水	大沢 矢の目1・2 弥次郎 旗鉾	菱喰内 薄室 筒地 あたごハイツ
	3月8日	木	大同 七曲 慈生会 黒木 五十里	大島1・2 小島1・2 木戸 水原 成沢
	3月9日	金	上川 羽原 狸久保 東狸久保	秋山沢 柏 小羽入 新小羽入 下川 前原 前久保 立岩
	3月12日	月	時庭 落合 田中 追田原 石住 西田	松の倉 茶臼 新黒田 旧黒田
	3月13日	火	西大久保 水塩大久保 塩阿久津上 法師畑	幸町1・2・3
	3月14日	水	相生町1・2・3	本町1・2・3
	3月15日	木	音羽町1・2・3・4	

- ◎ 申告相談受付の整理券は、[午前の部]は午前8時から、[午後の部]は正午から配布します。
- ◎ 混雑状況によっては、午前中に来庁しても午後からの受付になる場合があります。
- ◎ 青色申告の方、雑損控除がある方、建物の売却による分離譲渡所得がある方、贈与税・相続税等の申告がある方は、大田原税務署で申告してください。

確定申告書が郵送で届いている方へ～はがきでお知らせしています～

平成29年分の確定申告から申告書等用紙の送付を一部省略しています。平成28年分の「所得税及び復興特別所得税」または「消費税及び地方消費税」の確定申告書を次の相談会場で提出した方には、「確定申告のお知らせ」のはがきが送付されます。

■はがきのみの送付となる方

- ・税理士会による無料申告相談会場
- ・地方公共団体による申告相談会場
- ・青色申告会による相談会場

申告が必要な方



平成29年中に所得があつた方

平成30年1月1日現在、那須町に住所があり、平成29年中に、次に該当する収入（所得）や控除がある方は申告が必要です。

- ・事業所得（営業・農業）、不動産所得、譲渡所得、一時所得、雑所得等がある方
- ・給与所得者で給与以外の所得がある方、または2カ所以上から給与を受けた方
- ・給与所得者で年末調整を受けなつた方（中途退職された方等）
- ・給与所得者で、年末調整では控除できない医療費控除や住宅借入金等特別控除等を受ける方

公的年金を受給している方

所得（収入）がなくて 町県民税の申告が必要な方

※申告がない場合、町県民税が高く計算されることがあります。

所得がない人の申告は、本庁税務課または各支所で随時受け付けています。次に該当する方は所得がなかつたことを申告してください。

・児童手当等の各種手当または給付金を受ける方や、国民年金の

・所得証明書や非課税証明書が必要な方（会社の社会保険の被扶養者になっている方等）

・国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険に入っている方等

※所得が一定額以下の場合、国民健康保険税の軽減措置の適用がある場合、源泉徴収票に記載されていない方等

・年金天引き以外で支払った社会保険料（国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料等）がある方

- ・生命保険料や地震保険料を支払った方
- ・配偶者や扶養親族の控除をする方
- ・本人または控除対象配偶者扶養親族が障害者手帳を持つている方

りますが、申告がないと受けることができません。

申告が必要か分からない方

申告が必要かどうか確認したい方は、給与や公的年金の源泉徴収票をお手元にご用意のうえ、お問い合わせください。

申告に必要なもの

- 印鑑
- 申告者本人の預金通帳（所得税の還付を受ける方や、新規に口座振替を申込む方は通帳と通帳印が必要です）
- その他関係書類（申告の内容により添付書類がそれぞれ異なりますので、事前にご確認ください）

注意事項



- 申告相談会場は大変混み合います。領収書等はあらかじめ自宅で集計するなどして、相談時間の短縮にご協力ください。また、申告に必要な書類が揃っていないと、正しい税額を計算することができます。日頃から必要書類の整理・保管を心がけましょう。

●事業所得（営業・農業）、不動産所得

申告相談会場は大変混み合います。領収書等はあらかじめ自宅で集計するなどして、相談時間の短縮にご協力ください。また、申告に必要な書類が揃っていないと、正しい税額を計算することができます。日頃から必要書類の整理・保管を心がけましょう。

- ・収支計算の基礎となる領収書、帳簿等を必ず整理記帳して、お持ちください。
- ・収入や経費等を記帳していない方は、ご自身で計算した後に申告を受けていただくことになります。

- 各種控除証明書（生命保険料・地震保険料・旧長期損害保険料・個人年金保険料・社会保険料・国民健康保険税・国民年金保険料・農業者年金保険料等）
- ・平成26年1月からすべての事業（営業・農業）所得者、不動産

大田原税務署からのお知らせ



■大田原税務署 ☎0287-22-3115

〒324-8642 大田原市紫塚1-5-54

■「確定申告書等作成コーナー」ヘルプデスク ☎0570-01-5901

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」 <http://www.nta.go.jp>

平成29年分の確定申告会場について

所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を次のとおり設置します。

▼会場 大田原税務署 別館
▼期間 2月16日(金)～3月15日

▼受付時間 午前8時30分～
(木)まで (土・日を除く)

▼相談時間 午前9時～午後5時
※申告書の作成には時間を要しますので、午後3時頃までにお越し下さい。なお、会場の混雑状況により、受付を早めに締め切ることがあります。

※確定申告会場は大変混雑するため、長時間お待ちいただく場合があります。

ご自宅等で申告書が作成できます

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご利用いたしましたが、自宅等で確定申告書が作成できます。印刷して書面で送付またはe-TAXで送信（事前準備が必要）のいずれかでご提出ください。

復興特別所得税について

確定申告書への復興特別所得税額の記載漏れにご注意ください。

平成25年分から平成49年分までの各年分については、所得税と併せて復興特別所得税の申告及び納付をすることとされています。

復興特別所得税の額は、各年分の基準所得税額（原則としてその年分の所得税額）に2・1%の税率を掛けて計算した金額です。

医療費控除を適用される方へ

平成29年分の確定申告書から、医療費控除は領収書の提出が不要となりました。

なお、領収書の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となり、税務署から記入内容の確認を求める場合がありますので、領収書は5年間保存する必要があります。

※医師等が発行した証明書は引き続き提出する必要があります。（おむつ使用証明書等）

※平成31年分の確定申告までは、従来どおり領収書の添付又は提示によることもできます。

セルフメディケーション税制が開始します

セルフメディケーション
税 控除 対象

- 特定健康診査の領収証または結果通知表（「特定健康診査」という名称または「保険者名」の記載が必要です）
- 人間ドックやがん検診を始めとする各種健診（検診）の領収証または結果通知表（「勤務先名称」または「保険者名」の記載が必要です）

公的年金等を受給している方の確定申告不要制度

公的年金の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、

所得税の確定申告書を提出する必要はありません。

ただし、所得税の確定申告が必要な場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

なお、控除の追加等により所得税の還付を受ける場合や確定申告書の提出が要件となっている控除（純損失や雑損失の繰越控除など）の適用を受ける場合には、確定申告書を提出する必要があります。

また、平成27年分以後は、外国の制度に基づき国外において支払われる年金など源泉徴収の対象とならない公的年金等を受給されている方は、この制度は適用されません。



- ・インフルエンザの予防接種または定期予防接種の領収証または予防接種済証
- ・市町村のがん検診の領収証または結果通知表
- ・職場で受けた定期健康診断の結果通知表（「定期健康診断」という名称または「勤務先名称」の記載が必要です）



家屋の確認調査について

【家屋が滅失されている場合】 調査により家屋の滅失を確認した場合、原則として、滅失を確認した翌年度の課税台帳から削除します。なお、家屋を取り壊した年月日が確認できる滅失証明書等があります。

町では、家屋表題登記や建築確認申請、航空写真を活用して家屋の新增築を把握するほか、定期的に町内を巡回し新增築又は取り壊し等の調査を行っております。

【家屋が新增築されている場合】 課税対象となる場合は、家屋調査をお願いする通知を送付します。なお、現況がよく確認できない場合は、直接訪問させていただく場合があります。

▼問合せ 税務課資産税係
☎(72)6905



要介護認定を受けている方は障害者控除を受けられる場合があります

要介護認定を受けている方で次に該当する場合は、町が交付する「障害者控除対象者認定申請書」を提出することにより、税の申告の際に、障害者控除を受けることができます。
▼対象者 65歳以上で要介護認定を受けている方のうち、「障害者等であることの認定基準」に該当する方
※要支援1・2の方は除きます。
▼申請者 本人または扶養申告する方
▼申請期間 1月15日㈪～3月15日㈫

要介護認定を受けている方で次に該当する場合は、町が交付する「障害者控除対象者認定申請書」を提出することにより、税の申告の際に、障害者控除を受けることができます。

発行には手続きが必要です。
▼対象者 65歳以上で要介護認定を受けている方のうち、「障害者等であることの認定基準」に該当する方
※要支援1・2の方は除きます。
▼申請者 本人または扶養申告する方
▼申請期間 1月15日㈪～3月15日㈫

要介護認定を受けている方で次に該当する場合は、町が交付する「障害者控除対象者認定申請書」を提出することにより、税の申告の際に、障害者控除を受けることができます。

▼申請場所 本庁1階保健福祉課
▼必要書類
・介護保険被保険者証・印鑑
・本人以外が申請する場合は、本人確認ができるもの（運転免許証等）

※基準があるため、要介護認定を受けている方が必ずしも対象になとは限りません。
※身体障害者手帳をお持ちの方は、手帳により税の申告を行ってください。
※障害者控除認定証の発行には、20分程度お時間をいただきます。

▼問合せ 保健福祉課介護保険係
☎(72)6910

税の申告に係る国民健康保険税、介護保険料および後期高齢者医療保険料の納付額確認書の発行について

所得税確定申告書をご自身で作成し税務署に提出する方に、各種保険税等の納付額確認書を発行しています。

▼必要書類
・本人確認のできるもの（運転免許証等）
・許証等

▼申請場所 本庁1階税務課
▼対象となるもの
前年1月1日から12月31日までに国民健康保険税等を納付書または口座振替で納付した保険税等の額

▼申請場所 本庁1階税務課
▼相談方法 自宅・勤務先近くの税理士や知り合いの税理士、前日までに電話にてお申し込みください。

▼問合せ 税務課庶務諸税係
☎(72)6936

税理士が行う還付申告無料相談

関東信越税理士会大田原支部では、確定申告期にあわせ、会員事務所において還付申告無料税務相談を実施します。ぜひご利用ください。

▼日 時 2月7日㈬
午前9時30分～午後4時

▼場 所 関東信越税理士会大田原支部
☎0287-48-6712
(室井)

▼相談方法 自宅・勤務先近くの税理士や知り合いの税理士、前日までに電話にてお申し込みください。

▼問合せ 税理士会大田原支部
☎0287-48-6712

▼対象者 所得金額300万円以下の給与所得者および年金受給者で、少額の還付申告をされる方



那須ブランド推進委員会 第11回那須ブランド認定品募集



町のイメージアップや経済の発展、知名度の向上を図ることを目的として、第11回那須ブランド認定品の募集を開始します。

- ①町で生産され、町の素材、名勝、歴史等が活かされていること
- ②町を域外にアピールすることができる
- ③生産者、製造者のこだわりがあり、品質が確かであること
- ④申請資格者 次の①～⑤いずれかに当てはまる方
 - ①那須町商工会員
 - ②那須町森林組合員
 - ③那須町観光協同組合・那須地区組合員
 - ④那須野農業協同組合・那須地区組合員
 - ⑤①～④の会員・組合員以外の方で、那須ブランド認定委員会が認める方

□nasu.net@shokokaitochigi.or.jp
☎(72)0231
会事務局（町商工）

▼申込み・問合せ 保健福祉課
福祉係 ☎(72)6917

農家民宿をひろげよう 開設のための説明会を開催します



本町には、豊かな自然はもちろん、沢山の体験素材と人の温かさがありますが、都会で暮らす子どもたちは、土や川に触れる機会も少なく、星を見た事がないという子もいます。その子どもたちが、畑作業、農村でのふれあい、交流を通して地域の暮らしに親しむことで、学ぶだけではなく感動を味わうことができるが、農家民宿です。来る人も受け入れる人も元気になる農家民宿を開設するための説明会を開催いたします。

- ▼場所 伊王野基幹集落センター
- ▼日時 午後6時30分～午後8時
- ▼申込み・問合せ 那須町農業公社 ☎(73)5545

- ①農家民宿の受け入れは、農業研修ではないため、家庭菜園程度であつても学べることはたくさんあります。そのため、兼業農家であつても実施が可能です。
- ②お客様をもてなすわけではなく、あくまで「日常生活に子どもたちを迎える、共に過ごす」ことが受け入れの基本です。
- ③受け入れには簡易宿所の許可がある



請求期限が迫っています
第十回特別弔慰金

戦没者等の死じ当時のご遺族で、平成27年4月1日において、公務執行料や遺族年金等を受ける方がいない場合に特別弔慰金が支給されます。請求手続きがまだお済みでない方は、手続きをされますようお知らせいたします。

▼対象者 戦没者等の死じ当時のご遺族で、平成27年4月1日までに弔慰金の受給権を取得した方

①平成27年4月1日までに弔慰金の受給権を取得した方

②戦没者等の子

③戦没者等の父母、孫、祖父母、兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

④上記①から③以外の戦没者等の三親等内の親族

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有している方に限ります。

⑤戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有している方に限ります。

※請求期間を過ぎると第十回特別弔慰金を受けることができなくなります。

- ▼認定用件
 - ①町で生産され、町の素材、名勝、歴史等が活かされていること
 - ②町を域外にアピールすることができる
 - ③生産者、製造者のこだわりがあり、品質が確かであること
 - ④申請資格者 次の①～⑤いずれかに当てはまる方
 - ①那須町商工会員
 - ②那須町森林組合員
 - ③那須町観光協同組合・那須地区組合員
 - ④那須野農業協同組合・那須地区組合員
 - ⑤①～④の会員・組合員以外の方で、那須ブランド認定委員会が認める方
- ▼募集期間 1月5日(金)～1月31日(水)
- ※原則として、第1回～第10回認定品を含め1事業所1品目（種類）の認定になります。
- ▼認定品等の取扱い 商品（サービス）等が認定されますと、認定品に対して那須ブランド認定書を交付し、認定品を周知するため、認定品カタログ、ホームページ等に掲載します。
- ▼登録料 1件10,000円
※詳しくはお問い合わせください。
- ▼問合せ 那須ブランド推進委員会事務局（町商工）
- ▼支給内容 額面25万円、5年償還の記名国債
- ▼請求期間 4月2日
- ※請求期間を過ぎると第十回特別弔慰金を受けることができなくなります。

あなたの空き家を有効活用 空き家バンク事業に 物件登録しませんか

町では、空き家の有効活用をおし、定住人口及び交流人口の増加ならびに地域の活性化を図るために、平成27年9月から空き家バンク事業を実施しています。

昨年11月末現在、空き家の物件登録は17件、利用者登録は57件です。利用希望者に対して登録物件が大幅に不足しており、移住・定住を希望している方たちのニーズに対応できていない状況です。

そこで、皆さんがお持ちの空き家をもう一度有効活用してみませんか。また、空き家を借りたい、買いたいという方の登録も受け付けています。

▼問合せ ふるさと定住課定住促進係 ☎(72)69555

▼日時・場所
1月13日(土)
2月3日(土)
東陽小学校
町文化センター



空き家の適正管理についてのお願い



近年、全国的に適正な管理が行われていない空き家等が防火、衛生、景観等の面で地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしています。適正に管理されていない空き家等について、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全、空き家の利活用等の対応が必要とのことから「空家等対策の推進に関する特別措置法」が平成27年5月に全面施行されました。

この法律では「空家等の所有者又は管理者は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適正な管理に努めるものとする」と規定され、所有者等が自らの責任により適切に対応することが明

確化されています。空き家は個人の財産であり、所有する空き家が原因で周辺住民等に危害を与えた場合は、その所有者（相続人を含みます）や占有者等が責任を負うことが法によって定められており、損害賠償などの管理責任を問われることがあります。

安全に安心して暮らせるまちづくりの推進のため、空き家等の適正な管理に努めていただきますようよろしくお願いします。

※適正に管理されていない所有者不明の空き家に関するご不明の方は、ご相談ください。

▼問合せ ふるさと定住課定住促進係 ☎(72)69555

那須町住宅建設資金利子補給制度について	
■補助対象者の条件	町内に住所を有する者および町に住所を有しようとする者
■貸付限度額	500万円以内
■利子補給率	年度末貸付残高に対する年利2%以内の割合を乗じて得た額
■期間	平成29年度 0.6%
■問合せ	ふるさと定住課定住促進係 ☎(72)69555
○対象となる住宅は、新築で延床面積200m ² (約60坪)以内、増改築は既設面積を含め200m ² 以内	○町内に自分の住宅を新築または増改築し、金融機関から住宅建設資金の貸付金を50万円以上受けている者
※詳しく述べてお問い合わせください。	○町内に住所を有する者および町に住所を有しようとする者
※最新情報はFacebookページをご確認ください。	○町内に自分の住宅を新築または増改築し、金融機関から住宅建設資金の貸付金を50万円以上受けている者

プログラミングディ in 那須町



2020年小学校
プログラミング必修化に向けて、学校・地域が連携して子どもたちの学びの場をつくる取組みが始まっています。

▼対象 教育関係者・町在住の児童生徒・保護者・町在住の方（子ども同伴可）
▼問合せ 学校教育課
☎(72)6922
※最新情報はFacebookページをご確認ください。

※他の詳細は、町ホームページをご覧いただき直接ふるさと定住課へご連絡ください。

さまざまなプログラミング教材を体験したり、ワークショップに参加したりすることを通じて、プログラミングによるものづくりを身近にする体験機会を提供します。

平成30年度臨時職員の登録希望者を受け付けます

町では臨時職員として働くことを希望する方に、あらかじめ希望する職種等を登録していただき、臨時職員を募集する際に必要に応じて雇用条件に合う方を登録者の中から選考し、任用しています。

なお、この制度は任用を確約するものではなく、また他に就職したり、進学したりすることを拘束するものではありません。 ■問合せ 総務課秘書室 ☎ 72-6901



▼登録条件 登録を希望する職種に必要な資格免許を取得している方で、那須町に通勤可能な方（地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当する人は登録できません）

に必要な資格免許を取得している方で、那須町に通勤可能な方（地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当する人は登録できません）

までとなります。

▼雇用期間 職種により異なりますが、原則6ヶ月となります。

（最長1年以内）

支給します。（賃金800円）、

通勤手当片道2km（）

▼賃金・通勤手当 町規定により

支給します。（賃金800円）、

通勤手当片道2km（）

▼福利厚生 勤務形態により社会保険（健康保険・厚生年金保険）及び雇用保険の適用があります。

▼通勤手当 町規定により支給

日額8,600円

時給1,100円

▼福利厚生 町規定により社会保険、雇用保険、労災保険に加入

有給休暇・特別休暇有

▼必要な資格等 保育士資格（デ

ランクがある方も是非ご応募く

ださい）

▼申込み 総務課秘書室で町臨時職員の登録をしてください。

（随時受け付けています）

▼採用決定 面接実施後、本人に通知いたします。

▼申込み 町臨時職員に登録後、申込書・履歴書・教員免許状の提出してください。郵送

写しを1月24日（水）までに学校教

育課に提出してください。郵送

可。

※申込書は学校教育課にあります。

町ホームページからダウンロード

もできます。

▼採用決定 面接実施後、本人に

通知します。

▼申込み 町臨時職員に登録後、申込書・履歴書・教員免許状の提出してください。郵送

写しを1月24日（水）までに学校教

育課に提出してください。郵送

可。

※申込書は学校教育課にあります。

町ホームページからダウンロード

もできます。

▼採用決定 面接実施後、本人に

通知します。

▼申込み 町臨時職員に登録後、申込書・履歴書・教員免許状の提出してください。郵送

写しを1月24日（水）までに学校教

育課に提出してください。郵送

可。

※申込書は学校教育課にあります。

町ホームページからダウンロード

もできます。

▼採用決定 面接実施後、本人に

通知します。

▼申込み 町臨時職員に登録後、申込書・履歴書・教員免許状の提出してください。郵送

写しを1月24日（水）までに学校教

育課に提出してください。郵送

可。

※申込書は学校教育課にあります。

町ホームページからダウンロード

もできます。

▼採用決定 面接実施後、本人に

通知します。

保育園臨時職員募集

○保育士

▼募集人員 若干名

▼内 容 保育士業務全般

▼勤務場所 町内の保育園

▼雇用期間 （期間延長の契約更新あり）

4月1日～9月30日

▼勤務日数 月20日程度

（期間延長の契約更新あり）

4月1日～9月30日

▼勤務時間 土日・祝日

※月1回程度土曜日の出勤があります。

※応相談

▼登録有効期間 平成30年4月1日～平成31年3月31日

※年度途中の申込みについても、登録有効期間は平成31年3月31日までです。

登録期間内に任用されない場合がありますのでご了承ください。

登録期間内に任用されない場合がありますのでご了承ください。

登録期間内に任用されない場合がありますのでご了承ください。

登録期間内に任用されない場合がありますのでご了承ください。

登録期間内に任用されない場合がありますのでご了承ください。

登録期間内に任用されない場合がありますのでご了承ください。

登録期間内に任用されない場合がありますのでご了承ください。